

# 指定管理鳥獣対策事業交付金における 猟銃等の購入に係る財政支援について

別添1



- クマ対策に係る交付金等の予算は前年度の16倍となる96億円を計上。（R7年度補正予算とR8年度予算案の合計）
- 新たに都道府県や市町村が雇用する、クマの捕獲等に従事するガバメントハンター等が業務に必要な銃器等を購入する場合、交付金及び特別交付税措置による財政支援が可能。（R7年度補正予算より）

## 事業名・該当メニュー

### 〈事業名〉

指定管理鳥獣対策事業交付金

### 〈該当事業メニュー〉

- ・指定管理鳥獣管理専門人材の配置
- ・緊急銃猟対応等実務者の配置

## 対象

都道府県、市町村

※市町村が対象となるのはメニュー「緊急銃猟対応等実務者の配置」のみ

## 交付金を受けて購入可能な銃器等（例）

- ・猟銃
- ・弾丸
- ・弾薬
- ・ガンロッカー



※自治体職員が鳥獣対策を実施するうえで必要なものに限る。

※銃器等以外にも、防具等の捕獲等の行為のために必要な装備類も交付金の対象。

※業務において捕獲等を実施する自治体職員の狩猟免許の取得や、銃所持許可、射撃場での訓練に係る経費についても交付金の対象。

## 補助率

定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

※定額助成は1都道府県あたり1回限りであり、1人に対し最長3年までの支援（本年度ご活用いただいた場合は次年度以降は1/2での支援）

## さらに、特別交付税措置も活用した場合の市町村の負担割合（「緊急銃猟対応等実務者の配置」の場合）

定額：10,000千円

定額を超える事業費分国負担：1/2

都道府県負担：1/4

市町村負担：1/4

特交措置  
4/5

1/5

特交措置  
4/5

1/5

自治体負担額の特別交付税措置により1/5（定額を超える事業費の1/20）が実質的な自治体負担

## 自治体の単独事業（上記の交付対象経費と同様の対策）の負担割合

特交措置：1/2

実質的な自治体負担：1/2

# (参考) 指定管理鳥獣対策事業費

【令和8年度予算(案) 5,250百万円(200百万円)※】

【令和7年度補正予算額

4,863百万円



※国際観光旅客税財源(50億円)を含む



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)の捕獲や被害対策等を支援します。

## 1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃獵実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

## 2. 事業内容

### (1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置(都道府県での専門人材雇用)
- ③緊急銃獵実施対応等実務者の育成(都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成)
- ④緊急銃獵実施対応等実務者の配置(都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用)
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築(出没対応訓練等)

### (2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビ工利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビ工利用拡大等のための狩猟捕獲支援

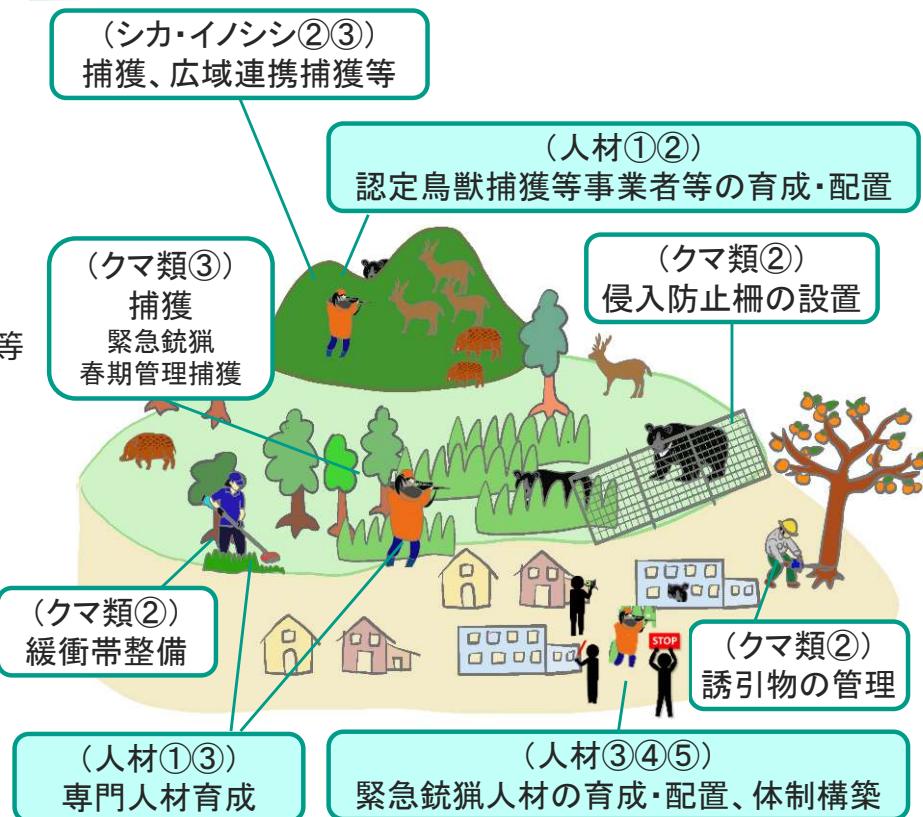
### (3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策(誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等)
- ③クマ類の捕獲等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県(一部市町村への間接補助)、協議会
- 実施期間 平成26年度~

## 4. 事業イメージ



## (参考) 令和7年度補正 指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	対象経費の想定	交付対象 事業者	間接交付 対象者	交付割合
① 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催、指定管理鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた研修の実施に必要となる経費（会議費、旅費、諸謝金、消耗品等）	都道府県協議会	-	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣管理専門人材の配置（新）	都道府県において、 ①鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有し、 ②広域的な指定管理鳥獣の保護・管理を担う者（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費（賃金等） また、雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	-	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内） ※定額助成は1都道府県あたり1回限りであり、1人に対し最長3年までの支援（本年度ご活用いただいた場合は次年度以降は1/2での支援）
③ 緊急銃獣対応等実務者の育成（新）	緊急銃獣等を実施するための射手の技術向上や都道府県・市町村における捕獲従事者等を育成するために必要な研修の実施に必要となる経費（会議費、旅費・謝金等）	都道府県	市町村	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
④ 緊急銃獣対応等実務者の配置（新）	①狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者であり、 ②緊急銃獣をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者等（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費（賃金等） また、雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	市町村	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上） ※定額助成は1都道府県あたり1回限りであり、1人に対し最長3年までの支援（本年度ご活用いただいた場合は次年度以降は1/2での支援）
⑤ 危険鳥獣出没時の体制構築事業	緊急銃獣による対応など市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練の実施に必要となる会議開催費用（会議費、旅費・謝金等）、出没対応マニュアルの作成費用（印刷製本費等）、緊急銃獣に必要なヘルメットやプロテクター等の購入費用（消耗品費等）、ドローンやセンサーカメラを活用した出没情報の収集・提供に係る費用（通信運搬費等）、相談窓口の設置に必要な経費（雑役務費等）	都道府県	市町村	1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

※ 地方負担分について特別交付税措置（措置率は青字下線0.8、その他0.5）

# (参考) クマ対策 (クマ被害対策パッケージ関連)



(単位: 億円)

事 項	R6補正	R7当初	計	R7補正	R8当初	計
				R7補正	R8当初	
指定管理鳥獣対策事業等(クマ類・ニホンジカ・イノシシ)	26	9	35	55	70 (※)	125
<b>【うちクマ対策】</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>34</b>	<b>62</b>	<b>96</b>
(内訳)						
①交付金	4	1	5	28	52	80
②国による調査研究等	1	-	1	5	5	10
③国立公園における対策	-	-	-	1	5	6

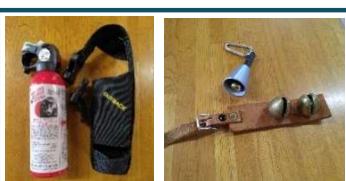
※うち、60億円は国際観光旅客税財源を活用  
(国際観光旅客税財源は全てクマ対策)

## ①交付金事業

- 地方自治体が行うクマ類の捕獲や人材育成等の被害防止対策への支援
- ・ガバメントハンターハンター人件費
  - ・狩猟団体等への委託費
  - ・人材育成のための研修費
  - ・緩衝帯整備費
  - ・誘引物の撤去費
  - ・ICTを活用した出没対策費
  - ・クマ対策関連資機材 (はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等) 購入費 等



捕獲に係る経費  
(箱わなの設置、捕獲者に対する支援等)



クマ対策関連資機材の購入費  
(クマスプレー、クマ鈴等)  
ICTの活用  
(自動撮影カメラによる  
クマの生態調査等)



放任果樹の伐採



緩衝帯の整備

## ②国による調査研究等

※太字は新規・拡充して対応予定事項

- ・**生息状況調査及び個体数推定**
- ・**科学的な個体数管理に関する技術研究・開発**
- ・**捕獲技術者等の養成**
- ・**広域管理の考え方の整理**
- ・**出没対応訓練の実施**
- ・**個体数が少ない四国個体群の保全**



実地訓練の様子

## ③国立公園における対策

- ・クマ出没時の対応体制構築、マニュアル策定
- ・利用者向けの情報発信、地域関係者向けの研修会の実施
- ・野営場における電気柵、フードロッカーの設置
- ・クマスプレー等の貸出



電気柵の設置



研修会開催